



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年8月26日金曜日 第2296号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	706
施術機関の指定.....	706
指定医療機関の廃止の届出.....	706
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	707
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	707
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	707
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	707
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	708
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	708
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	708
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	708
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	709
救急病院の協力申出.....	709
指定居宅サービス事業者の指定.....	709
指定居宅介護支援事業者の指定.....	710
指定介護予防サービス事業者の指定.....	710
指定居宅サービス事業の廃止.....	711
指定居宅介護支援事業の廃止.....	711
指定介護予防サービス事業の廃止.....	711
介護老人保健施設の開設の許可.....	711
介護老人保健施設の廃止.....	712
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	712
解除予定保安林にする旨の通知(2件).....	712
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	712
建設業者の許可の取消し.....	713
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件).....	713
道路の供用開始(県道上尾峠久万線).....	714
道路の供用開始(県道久万中山線).....	714
開発行為に関する工事の完了(2件).....	714
道路の区域変更(県道久万中山線).....	715
道路の供用開始(県道久万中山線).....	715
土地改良区の定款変更の認可.....	715
道路の区域変更(県道野佐来八幡浜線).....	715
道路の供用開始(").....	715
道路の区域変更(県道久万中山線).....	716
道路の供用開始(").....	716
パ・キングチケット発給手数料の収納事務の委託.....	716

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	716
技能検定の合格者.....	716
ガラス線量計照射装置の購入.....	718
初動捜査支援システムの購入.....	719

雑 報

平成23年度行政書士試験公示内容の一部変更について.....	720
--------------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1018号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年8月26日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
石川クリニック	医療法人健康会 石川クリニック	四国中央市上分町716番地2	平成23年 6月1日
白石歯科	白石善範	伊予市下吾川字鳥ノ木341番地20	平成23年 8月1日
ハッピー薬局志津川店	株式会社ハッピーファーマシー	東温市志津川1580番地2	平成23年 8月1日

○愛媛県告示第1019号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成23年8月26日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
亀の手施術堂	崎須賀 響	大洲市新谷乙558フォレスト田川101	平成23年 7月1日

○愛媛県告示第1020号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年8月26日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
Dr. 盛次診療所	盛次 義 隆	伊予郡松前町筒井1540	平成23年 5月31日
壬生川耳鼻咽喉科	青 野 央	西条市円海寺18番3	平成23年 5月31日
大洲ななほしくりニック	戒 能 幸 一	大洲市東若宮16番地2号	平成23年 5月31日
開明眼科	西岡 慎 人	西予市宇和町卯之町五丁目252番地	平成23年 5月31日
泉 内 科	泉 勝 美	大洲市東大洲145	平成23年 6月30日

○愛媛県告示第1021号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人松前町社会福祉協議会	伊予郡松前町筒井710番地1	松前社協デイサービス筒井の里	伊予郡松前町筒井246番3	平成23年6月1日
医療法人きらり	伊予郡松前町筒井1540番地	Dr.盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540番地	平成23年6月1日
株式会社さいとう	新居浜市郷一丁目8番25号	デイサービスひまわり	新居浜市東雲町二丁目12番44号	平成23年7月12日
ユーエスエスマンテナンス株式会社	新居浜市郷三丁目6番10号	介護レンタルスマイル	新居浜市郷三丁目6番10号	平成23年7月26日

○愛媛県告示第1022号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
ユーエスエスマンテナンス株式会社	新居浜市郷三丁目6番10号	介護レンタルスマイル	新居浜市郷三丁目6番10号	平成23年7月26日

○愛媛県告示第1023号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人松前町社会福祉協議会	伊予郡松前町筒井710番地1	松前社協デイサービス筒井の里	伊予郡松前町筒井246番3	平成23年6月1日
医療法人きらり	伊予郡松前町筒井1540番地	Dr.盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540番地	平成23年6月1日
株式会社さいとう	新居浜市郷一丁目8番25号	デイサービスひまわり	新居浜市東雲町二丁目12番44号	平成23年7月12日
ユーエスエスマンテナンス株式会社	新居浜市郷三丁目6番10号	介護レンタルスマイル	新居浜市郷三丁目6番10号	平成23年7月26日

○愛媛県告示第1024号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
ユーエスエスメンテナンス株式会社	新居浜市郷三丁目6番10号	介護レンタルスマイル	新居浜市郷三丁目6番10号	平成23年7月26日

○愛媛県告示第1025号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人絜愛会	四国中央市上分町732番地1	ヘルパーステーションいしかわ	（変更後） 四国中央市上分町408番地1	平成23年5月1日
			（変更前） 四国中央市上分町716番地2	

○愛媛県告示第1026号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人絜愛会	四国中央市上分町732番地1	指定居宅介護支援事業所いしかわ	（変更後） 四国中央市上分町408番地1	平成23年5月1日
			（変更前） 四国中央市上分町716番地2	

○愛媛県告示第1027号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人絜愛会	四国中央市上分町732番地1	ヘルパーステーションいしかわ	（変更後） 四国中央市上分町408番地1	平成23年5月1日
			（変更前） 四国中央市上分町716番地2	

○愛媛県告示第1028号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
盛次義隆	伊予郡松前町筒井1579-1	Dr.盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540	平成23年5月1日

○愛媛県告示第1029号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
盛次義隆	伊予郡松前町筒井1579-1	Dr.盛次診療所	伊予郡松前町筒井1540	平成23年5月1日

○愛媛県告示第1030号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
浦屋病院	松山市中一万町5番地10	医療法人社団西仁会	平成26年8月23日まで

○愛媛県告示第1031号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人仁勇会	介護老人保健施設合歡の木	愛媛県松山市古三津三丁目5番5号	平成23年7月1日	通所リハビリテーション
医療法人仁勇会	介護老人保健施設合歡の木	愛媛県松山市古三津三丁目5番5号	平成23年7月1日	短期入所療養介護
株式会社みやび	みやび介護サービス	愛媛県今治市登畑甲195番地8	平成23年7月1日	訪問介護
医療法人和霊町松浦内科	和霊町松浦内科	愛媛県宇和島市和霊元町二丁目4番21号	平成23年7月1日	居宅療養管理指導
社会福祉法人西予総合福祉会	軽費老人ホームケアハウスれんげ	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	平成23年7月1日	特定施設入居者生活介護
ユーエスエスマンテナンス株式会社	介護レンタルスマイル	愛媛県新居浜市郷三丁目6番10号	平成23年7月1日	福祉用具貸与
ユーエスエスマンテナンス株式会社	介護レンタルスマイル	愛媛県新居浜市郷三丁目6番10号	平成23年7月1日	特定福祉用具販売
株式会社大福	株式会社大福	愛媛県新居浜市萩生688番地の1 1階東号室	平成23年7月1日	訪問介護
株式会社さいとう	デイサービスひまわり	愛媛県新居浜市東雲町二丁目12番44号	平成23年7月1日	通所介護
東宇和農業協同組合	J A 東宇和デイサービス稔の郷清沢	愛媛県西予市宇和町清沢1042番地	平成23年7月12日	通所介護
有限会社水野企画	有限会社水野企画八幡浜営業所	愛媛県八幡浜市1510番地53	平成23年7月21日	福祉用具貸与
有限会社水野企画	有限会社水野企画八幡浜営業所	愛媛県八幡浜市1510番地53	平成23年7月21日	特定福祉用具販売

社会福祉法人亀天会	指定短期入所生活介護事業所大師苑	愛媛県西条市大師町182番地 2	平成23年 7月25日	短期入所生活介護
社会福祉法人亀天会	デイサービスセンター大師苑	愛媛県西条市大師町182番地 2	平成23年 7月25日	通所介護

○愛媛県告示第1032号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
ありか合資会社	ありか居宅介護支援事業所	愛媛県松山市久万ノ台1195 - 7 サングレース久万ノ台702号	平成23年 7月 1日	居宅介護支援
医療法人仁勇会	ケアプランセンター合歓の木	愛媛県松山市古三津三丁目 5 番 5 号	平成23年 7月 1日	居宅介護支援
株式会社 f ファミリー	居宅介護支援事業所エフ	愛媛県松山市中村四丁目11番19号	平成23年 7月25日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1033号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
医療法人仁勇会	介護老人保健施設合歓の木	愛媛県松山市古三津三丁目 5 番 5 号	平成23年 7月 1日	介護予防通所リハビリテーション
医療法人仁勇会	介護老人保健施設合歓の木	愛媛県松山市古三津三丁目 5 番 5 号	平成23年 7月 1日	介護予防短期入所療養介護
株式会社みやび	みやび介護サービス	愛媛県今治市登畑甲195番地 8	平成23年 7月 1日	介護予防訪問介護
医療法人和霊町松浦内科	和霊町松浦内科	愛媛県宇和島市和霊元町二丁目 4 番21号	平成23年 7月 1日	介護予防居宅療養管理指導
社会福祉法人西予総合福祉会	軽費老人ホームケアハウスれんげ	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地 1	平成23年 7月 1日	介護予防特定施設入居者生活介護
ユーエスエスマンテナンス株式会社	介護レンタルスマイル	愛媛県新居浜市郷三丁目 6 番10号	平成23年 7月 1日	介護予防福祉用具貸与
ユーエスエスマンテナンス株式会社	介護レンタルスマイル	愛媛県新居浜市郷三丁目 6 番10号	平成23年 7月 1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社大福	株式会社大福	愛媛県新居浜市秋生688番地の 1 1階東号室	平成23年 7月 1日	介護予防訪問介護
株式会社さいとう	デイサービスひまわり	愛媛県新居浜市東雲町二丁目12番44号	平成23年 7月 1日	介護予防通所介護
東宇和農業協同組合	J A 東宇和デイサービス稔の郷清沢	愛媛県西予市宇和町清沢1042番地	平成23年 7月12日	介護予防通所介護
有限会社水野企画	有限会社水野企画八幡浜営業所	愛媛県八幡浜市1510番地53	平成23年 7月21日	介護予防福祉用具貸与
有限会社水野企画	有限会社水野企画八幡浜営業所	愛媛県八幡浜市1510番地53	平成23年 7月21日	特定介護予防福祉用具販売
社会福祉法人亀天会	指定短期入所生活介護事業所大師苑	愛媛県西条市大師町182番地 2	平成23年 7月25日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人亀天会	デイサービスセンター大師苑	愛媛県西条市大師町182番地 2	平成23年 7月25日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1034号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ケアサービス松山	有限会社ケアサービス松山	愛媛県松山市大街道三丁目8-12本田ビル1階	平成23年6月30日	訪問介護
合同会社華喜	ヘルパーステーションみなみ	愛媛県松山市森松町478番地15	平成23年7月1日	訪問介護
合同会社華喜	でいさーびすなつかしのさと	愛媛県伊予郡砥部町七折18番地	平成23年7月1日	通所介護

○愛媛県告示第1035号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人社団仁心会	ケアプランセンター合歡の木	愛媛県松山市古三津三丁目5番5号	平成23年6月30日	居宅介護支援
有限会社ライフサポートさくら草	居宅介護支援事業所軽井沢	愛媛県松山市南斎院町1338番地105	平成23年6月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1036号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ケアサービス松山	有限会社ケアサービス松山	愛媛県松山市大街道三丁目8-12本田ビル1階	平成23年6月30日	介護予防訪問介護
合同会社華喜	ヘルパーステーションみなみ	愛媛県松山市森松町478番地15	平成23年7月1日	介護予防訪問介護
合同会社華喜	でいさーびすなつかしのさと	愛媛県伊予郡砥部町七折18番地	平成23年7月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1037号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護老人保健施設の開設者の 名称又は氏名	介護老人保健施設		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人仁勇会	介護老人保健施設合歡の木	愛媛県松山市古三津三丁目5番5号	平成23年7月1日	介護老人保健施設

○愛媛県告示第1038号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。
平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護老人保健施設の開設者の 名称又は氏名	介護老人保健施設		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人社団仁心会	介護老人保健施設合歡の木	愛媛県松山市古三津三丁目5番5号	平成23年6月30日	介護老人保健施設

○愛媛県告示第1039号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
松山三越・ファッションタウンアヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 他	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社松山三越ほか22者	株式会社松山三越ほか18者	平成23年4月29日外	平成23年8月15日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1040号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
喜多郡内子町大瀬中央25の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

- 1 解除予定保安林の所在場所
喜多郡内子町大瀬南5542の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1041号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1042号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年 8月26日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域

(1) 位置

2 - 2 工区

四国中央市三島宮川1丁目字神之元2335番及び2336番の地先
公有水面

(2) 区域

2 - 2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㉓の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点(四国中央市三島宮川4丁目八幡池四等三角点)は、北緯33度58分50秒7299、東経133度32分57秒8209の地点

㉓の地点は、基点から真北319度16分37秒1,380.70メートルの地点

㉑の地点は、㉓の地点から真北309度59分11秒274.20メートル

ルの地点

㉔の地点は、㉑の地点から真北355度00分15秒9.90メートルの地点

㉗の地点は、㉔の地点から真北40度00分17秒245.00メートルの地点

㉘の地点は、㉗の地点から真北130度00分17秒5.05メートルの地点

㉙の地点は、㉘の地点から真北40度00分17秒20.00メートルの地点

㉚の地点は、㉙の地点から真北130度00分17秒276.15メートルの地点

(3) 面積

2 - 2 工区

76,348.51平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年3月13日 愛媛県指令8港第547号

4 しゅん功認可年月日

平成23年8月26日

○愛媛県告示第1043号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年8月26日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-22)第8628号	平成22年8月27日	赤崎建設(株)	田坂 憲夫	今治市波止浜6-121	平成23年7月7日	土木事業 とび・土工事業 鋼構造物工事 ほ装工事 しゅんせつ工事	建設業の廃止
(般-18)第4361号	平成18年12月25日	新居浜計装(有)	尾崎 素美	新居浜市庄内町1-6-26	平成23年7月11日	電気工事業	建設業の廃止
(特-18)第1011号	平成18年8月25日	尾野建設工業(株)	尾野 稔	西条市中西315	平成23年7月14日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-19)第1293号	平成19年10月15日	富士建設(株)	馬越 章治	今治市伯方町木浦甲2748	平成23年7月14日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-22)第3094号	平成22年4月10日	島田工務店	島田 芳明	今治市喜田村5-16-23	平成23年7月25日	建築工事業	建設業の廃止
(般-18)第11433号	平成19年2月20日	(有)信和建設	信藤 光久	四国中央市金田町金川59-5	平成23年7月26日	土木事業 とび・土工事業 管工事業、ほ装工事 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1044号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農業用道路整備事業・椈の木地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年8月26日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農業用道路整備事業・椈の木地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

- (3) 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成23年8月29日から9月27日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第1045号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農地保全事業・椈の木地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年8月26日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農地保全事業・縦の木地区）計画書の写し
 (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

(3) 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成23年 8月29日から 9月27日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂770番2地先から 同町満穂380番3まで	平成23年 8月26日

○愛媛県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予市中山町出淵4番耕地486番2から 同町出淵4番耕地491番5まで	平成23年 8月29日

○愛媛県告示第1048号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 8月26日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第21号 平成23年 8月19日	東温市南方上砂612番1	松山市恵原町甲26番地16 有限会社浮穴エム・シー

○愛媛県告示第1049号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 8月26日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第22号 平成23年 8月19日	東温市西岡字池の下甲745番1	松山市森松町298番地 サンコート森松B101 右 崎 定 男

○愛媛県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1326番2地先から 同町二名乙2551番地先まで	旧	メートル 5.4～7.8	キロメートル 0.073	
		上浮穴郡久万高原町二名甲1326番3から 同町二名乙2551番2まで	新	11.6～30.0	0.074	

○愛媛県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1326番3から 同町二名乙2551番2まで	平成23年 8 月26日

○愛媛県告示第1052号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三崎町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 8 月26日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内3番耕地20番1から 同市川之内3番耕地235番まで	旧	メートル 4.6～6.4	キロメートル 0.072	
			新	4.8～16.0	0.072	

○愛媛県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内3番耕地20番1から 同市川之内3番耕地235番まで	平成23年 8 月26日

○愛媛県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵2551番1から 同町白杵2550番2まで	旧	メートル 5.8～11.8	キロメートル 0.109	
			新	6.8～48.0	0.098	

○愛媛県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵2551番1から 同町白杵2550番2まで	平成23年 8 月26日

○愛媛県告示第1057号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によりパ・キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
社団法人愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地7	パ・キングチケット発給設備21基からの 手数料の収納の事務	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 8 月16日	特定非営利活動法人 陽だまりの樹	橋 本 正 子	松山市余戸南3丁目3番2号	この法人は、松山市を中心とする地域住民に対して、必要かつ適切な介護保険による在宅福祉サービスの支援や制度では補えない支援を行えるシステムづくり等の活動を通じて、高齢者、障害者、傷病者等の在宅生活におけるより良い環境づくりの改善に取り組むことを目的とする。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成23年7月3日から8月7日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成23年 8 月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4 A 甲 12	A 甲 5 A 甲 13	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 3 A 甲 9	A 甲 4 A 甲 10	A 甲 5 A 甲 11	A 甲 6 A 甲 12	A 甲 7

機械加工（普通旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7 A 甲 13 A 甲 20 A 甲 26 B 3	A 甲 2 A 甲 8 A 甲 14 A 甲 21 A 甲 27 C 1	A 甲 3 A 甲 9 A 甲 15 A 甲 22 A 甲 28	A 甲 4 A 甲 10 A 甲 16 A 甲 23 A 甲 29	A 甲 5 A 甲 11 A 甲 17 A 甲 24 B 1	A 甲 6 A 甲 12 A 甲 18 A 甲 25 B 2

機械加工（数値制御旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7 A 甲 13 C 1	A 甲 2 A 甲 8 A 甲 14 C 2	A 甲 3 A 甲 9 A 甲 15 C 3	A 甲 4 A 甲 10 A 甲 16	A 甲 5 A 甲 11 A 甲 17	A 甲 6 A 甲 12 A 甲 18

機械保全（機械系保全作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8 A 甲 15 A 甲 21 A 甲 28 A 甲 34 A 甲 40 A 甲 46	A 甲 2 A 甲 10 A 甲 16 A 甲 22 A 甲 29 A 甲 35 A 甲 41 A 甲 47	A 甲 3 A 甲 11 A 甲 17 A 甲 24 A 甲 30 A 甲 36 A 甲 42 A 甲 48	A 甲 4 A 甲 12 A 甲 18 A 甲 25 A 甲 31 A 甲 37 A 甲 43 A 甲 49	A 甲 6 A 甲 13 A 甲 19 A 甲 26 A 甲 32 A 甲 38 A 甲 44 A 甲 50	A 甲 7 A 甲 14 A 甲 20 A 甲 27 A 甲 33 A 甲 39 A 甲 45 A 甲 51

A 甲 52	A 甲 53	A 甲 54	A 甲 55	A 甲 56	A 甲 57
A 甲 58	A 甲 59	A 甲 60	A 甲 61	A 甲 62	A 甲 63
A 甲 64	B 1				

機械保全（電気系保全作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16		

左官（左官作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8				

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17
A 甲 18	A 甲 19				

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ガラス線量計照射装置の購入
- (2) 購入物品名及び数量
ガラス線量計照射装置 1 式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
平成24年 3月26日
- (5) 納入場所
愛媛県原子力センター

(八幡浜市保内町宮内 1 番耕地485番地 1)

(6) 入札方法

ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）8⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の

事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成23年10月11日(火)午前9時から同月12日(水)午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成23年10月12日(水)午後1時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成23年10月12日(水)午後2時00分

愛媛県総務部会議室(入札室) 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成23年10月4日(火)午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行

ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Dosimeter Irradiator , 1 set

- (2) Time limit of tender: 1:59 p.m. , 12 October 2011

- (3) For further information ,please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

初動捜査支援システム 一式

- (2) 購入物品名及び数量

仕様書による。

- (3) 購入物品の内容等

仕様書による。

- (4) 納入期限

平成24年 3月26日

- (5) 納入場所

愛媛県警察本部刑事企画課及び指定する場所

- (6) 入札方法

購入に当たっての総価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 購入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場

所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成23年10月5日(水)午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成23年10月5日(水)午後2時00分
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を下記の受領期間に提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期間

公告の日から平成23年9月28日(水)午後5時15分まで。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
A Supporting system for criminal Inverstigation at the initial stage
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. 5, October, 2011
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

雑 報

○公 告

平成23年度行政書士試験公示内容の一部変更について

「平成23年度行政書士試験の実施について」(平成23年7月5日公告)の内、4(1)ア、イ、オ(ア)、(イ)、(2)ウ(ア)、(イ)の期間を一部次のように変更する。

平成23年8月26日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 木 寺 久

1 変更内容

変更前

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで

イ 受付場所

(財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月2日の消印があるものまで受け付けます。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成23年8月1日(月)から8月26日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月26日必着のこと。)

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100 8779 郵便事業(株)銀座支店留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ウ 受付期間

(ア) 平成23年8月1日(月)午前9時から8月30日(火)午後5時まで

この出願システムは、8月30日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(8月30日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

変更後

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成23年 8月 1日(月)から 9月12日(月)まで

イ 受付場所

(財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月12日の消印があるものまで受け付けます。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成23年 8月 1日(月)から 9月 5日(月)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(9月5日必着のこと。)

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100 8779 郵便事業(株)銀座支店留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成23年 8月 1日(月)から 9月12日(月)まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ウ 受付期間

(ア) 平成23年 8月 1日(月)午前9時から 9月7日(水)午後5時まで

この出願システムは、9月7日(水)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(9月7日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

2 変更内容

東日本大震災によって被災した受験申込み予定者の受験機会の確保を図るため。